

## 「利根川・江戸川河川整備計画（原案）」の問題点（意見の参考例）

### ○ 利根川水系全体の河川整備計画の策定作業を進めることを求める。

今回の原案は利根川・江戸川の本川のみを対象としている。しかし、利根川水系には渡良瀬川、鬼怒川、霞ヶ浦など、大きな支川がいくつもあり、それらの支川も含めて、水系全体の河川整備計画を策定しなければならない。支川と本川は相互に関係しており、特に支川の状況が本川に影響するので、両者を切り離して、本川だけの整備計画を先行して策定することは、科学的見地から見て、あってはならないことである。今回の原案を撤回して、水系全体の河川整備計画の策定作業を進めることを求める。

### ○ 利根川においても他の一級水系と同様に、支川も含めて水系全体の河川整備計画の策定作業を進めることを求める。

全国の一級河川の直轄区間では 72 水系で河川整備計画が策定されてきているが、今回の利根川の原案のように、本川の河川整備計画を先行して策定した水系は皆無である。石狩川以外は水系全体の河川整備計画を策定している。唯一の例外である石狩川では支川の河川整備計画を先に策定し、それを受けて本川の河川整備計画を策定している。支川の状況が本川に影響することを考えれば、当然の順序である。利根川においても、本川を先行して策定することをやめて、他の一級水系と同様に、支川も含めて水系全体の河川整備計画の策定作業を進めることを求める。

### ○ 治水目標流量の議論を一方的に打ち切って整備計画原案を示すことは許されない。治水目標流量の議論を続行することを求める。

9月から10月に開かれた利根川・江戸川有識者会議では、治水目標流量 17,000  $\text{m}^3/\text{秒}$ （八斗島）について根本的な疑問が提起され、治水安全度 1/70～1/80 で対応する流量は実際には 17,000  $\text{m}^3/\text{秒}$ よりかなり小さいことが明らかになった。利根川・江戸川有識者会議で治水目標流量の議論が行われている最中にあるにもかかわらず、その議論を一方的に打ち切って、科学的根拠が希薄な 17,000  $\text{m}^3/\text{秒}$ を前提とした河川整備計画原案を示すことは断じて許されることではない。治水目標流量の議論を続行することを求める。

### ○ 治水目標流量 17,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ はかなり過大な値であるので、その引き下げを求める。

治水目標流量 17,000  $\text{m}^3/\text{秒}$ は、1947 年カスリーン台風洪水の再来計算 21,100  $\text{m}^3/\text{秒}$ を算出した洪水流出モデルを使って治水安全度 1/70～1/80 に相当する流量を求めた値である。しかし、カスリーン台風洪水の実績流量は 15,000  $\text{m}^3/\text{秒}$ 程度であることが当時の建設省の資料によって明らかになっており（東京新聞特報部 2013 年 1 月 10 日）、この洪水流出モデルはかなり過大な値を算出する非科学的なものである。治水目標流量を科学的に計算し直して大幅に引き下げを求める。

○ 今回の原案の実施に必要な事業費を示し、実現性の見通しを明らかにすることを求める。

今回の利根川・江戸川河川整備計画原案はダム事業だけでなく、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業やスーパー堤防など、巨額の費用が必要な事業が数多く含まれており、実現性が危ぶまれる。絵に描いた餅のような原案を示すのではなく、原案に書かれている各事業の費用を同時に示して、その実現性の見通しを明らかにすることを求める。

○ 日本は新規の社会資本の投資が次第に厳しくなる時代になりつつある。この現実を踏まえて利根川水系河川整備計画の策定作業を進めることを求める。

平成 21 年度国土交通白書には、過去につくった社会資本の維持管理・更新費が今後は次第に増加して 2037 年度には社会資本投資可能額に達してしまうことが記されている。つまり、新規事業はおろか維持管理・更新の費用さえ不足する事態になってしまうのである。公共事業がおかれているこの現実を踏まえれば、利根川・江戸川河川整備計画原案のように、毎年、巨額の河川予算をダム建設や河川改修等のため、利根川に注ぎ込み続けることは到底不可能である。原案を撤回し、この現実を踏まえて利根川水系河川整備計画の策定作業を進めることを求める。

○ 流域住民の安全を極力早く確保できる治水対策を厳選した河川整備計画を求める。

巨額の河川予算を利根川に投じ続けることはもはや困難な時代になってきたので、利根川水系においても流域住民の安全を極力早く確保できる治水対策を厳選して、そこに河川予算を集中して投じるように河川行政を変えていかなければ、利根川流域の住民は氾濫の危険性がある状態に放置されてしまうことになる。喫緊の治水対策を厳選した利根川水系河川整備計画を求める。

○ ハッ場ダムは治水効果が希薄であるので、ハッ場ダムを含まない利根川水系河川整備計画を求める。

ハッ場ダムは最近 60 年間で最大の洪水である 1998 年 9 月洪水においてその水位低減効果を計算すると、八斗島地点でわずか 13cm しかなく、利根川の治水対策上、意味のないことが明らかになっている。このように治水効果が希薄なハッ場ダムを削除した利根川水系河川整備計画を求める。

○ ハッ場ダムの治水効果は下流に行くほど、大きく減衰することが国交省の資料が明らかになっているので、ハッ場ダムを利根川の河川整備計画原案から削除することを求める。

ハッ場ダムの治水効果は下流に行くほど、大きく減衰し、利根川や江戸川の下流部では最大に見ても水位低減が数cm程度しかないことが関東地方整備局の計算で明らかになって

おり、もっと有効な治水対策に河川予算を投じることが求められている。利根川の治水対策として意味がないハッ場ダムを利根川の河川整備計画原案から削除することを求める。

○ **首都圏の水需要は減少の一途を辿っており、今後もこの減少傾向は続き、ハッ場ダムの必要性がますます失われていくので、ハッ場ダムを利根川の河川整備計画原案から削除することを求める。**

首都圏の水需要が減少の一途を辿っている。東京都の水道を例にとれば、1992 年度から 2012 年度までの 20 年間で一日最大給水量が約 150 万 m<sup>3</sup>/日も減っている。これは一人当たり給水量が節水型機器の普及などにより、減ってきたからである。今後は人口が首都圏においても漸減傾向に変わるので、水需要の減少傾向はこれからも続き、ハッ場ダムの必要性はますます失われていく。ハッ場ダムは治水面の必要性も希薄であるので、ハッ場ダムを利根川の河川整備計画原案から削除することを求める。

○ **ハッ場ダム予定地は地質が脆弱で、ダムを造れば地すべりを誘発する危険性が高いので、ハッ場ダムを利根川の河川整備計画原案から削除することを求める。**

ハッ場ダム予定地は地質が脆弱で、今までも地すべりや崩落事故が起きており、ダムを造り、水位を上下させれば、深刻な地すべりが発生する危険性が高い。ハッ場ダムは治水効果が希薄で、且つ、首都圏の水需要の減少で、治水・利水の両面で必要性が失われている。下流を洪水から守ると称して、地すべり災害を誘発するハッ場ダムをつくることは許されない。ハッ場ダムを利根川の河川整備計画原案から削除することを求める。

○ **利根川治水の喫緊の課題である堤防の強化に重点を置いた河川整備計画を求める。**

利根川及び江戸川の本川・支川では洪水の水位上昇時に破堤する危険性がある脆弱な堤防が各所にあり、浸透防止対策が必要な区間の割合は利根川 62%、江戸川 60%に及んでいる。もし破堤すれば、甚大な被害をもたらすので、脆弱な堤防の強化工事を急いで進めなければならない。利根川治水の喫緊の課題である堤防の強化に重点を置いた利根川水系河川整備計画を求める。

○ **ゲリラ豪雨による内水氾濫への対策に重点を置いた利根川水系河川整備計画を求める。**

利根川流域における最近の氾濫はゲリラ豪雨が引き起こす内水氾濫（小河川の氾濫を含む）ばかりである。2011 年 9 月のはじめにも群馬県南部で記録的な大雨があり、群馬県内で大きな浸水被害があったが、これも内水氾濫であった。近年はこのようなゲリラ豪雨がしばしば起きるようになったので、雨水貯留・浸透施設の設置、排水機場の強化など、内水氾濫対策に重点を置いた河川整備計画を求める。

○ **想定を超える洪水がきても壊滅的な被害を受けない対策を盛り込んだ利根川水系河川**

### **整備計画の策定を求める。**

3.11 東日本大震災を踏まえれば、利根川においても想定を超える洪水が襲った場合に壊滅的な被害を受けない治水対策を進めなければならない。それは治水計画の洪水目標流量を引き上げて、ダムなどの大きな河川構造施設を次々と整備することではない。そのような施設整備は巨額の予算ときわめて長い年数を要するため、実現が不可能である。想定を超える洪水が来ても、壊滅的な被害を防止できる現実に実施可能な対策を進めていかなければならない。すなわち、越流することがあっても直ちに決壊しない堤防（耐越水堤防）に変えていくことが必要であり、そのことを盛り込んだ利根川水系河川整備計画の策定を求める。

### **○ 超巨額の費用を要するスーパー堤防を含まない利根川水系河川整備計画を求める。**

耐越水堤防への改善は今後の治水対策の要であるが、それはスーパー堤防ではない。スーパー堤防は1kmの整備に数百億円規模（堤防1メートル当たり数千万円規模）の事業費を要するため、実際には「点」の整備しかできず、治水対策として有効ではないので、スーパー堤防を含まない利根川水系河川整備計画を求める。

### **○ 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業は費用がかかりすぎるので、もっと安上りな堤防強化対策を実施する利根川水系河川整備計画を求める。**

堤防強化に関しては現在進行中の首都圏氾濫区域堤防強化対策事業がある。これは利根川・江戸川の右岸側堤防（約70km）を大きく拡幅する事業である。この事業は堤防の裾野を大きく拡げるため、1,200戸以上の家屋の移転が必要となるもので、完成まで非常に長い年月を要し、事業費も大きく膨れ上がることが予想される。現計画の事業費でも約2,700億円にもなる（堤防1メートル当たり約400万円）。治水対策は、最小の費用で最大の効果があり、長い年月を要しないものが選択されなければならない。もっと安上りな堤防強化対策を実施する利根川水系河川整備計画を求める。

### **○ 安価なハイブリッド堤防技術を導入して利根川の堤防を耐越水堤防に変える利根川水系河川整備計画を求める。**

耐越水堤防は巨額の費用をかけることなく、堤防を強化できる技術が選択されなければならない。鋼矢板やソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置するハイブリッド堤防が安価な技術であり、このような技術による堤防強化工事を早急に推進することが必要である。ハイブリッド堤防技術を導入して利根川の堤防を耐越水堤防に変える利根川水系河川整備計画を求める。

### **○ 1997年河川法改正の本旨を踏まえ、河川整備計画の策定作業を民主的に進めることを求める。**

1997 年の河川法改正に当たり、関係住民の意見反映について当時の尾田栄章河川局長は国会の質疑で「(関係住民の意見を) 言いつ放し、聞きつ放しというのでは全く意味がない」、「まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。」と答弁しており、河川管理者は河川整備計画に関係住民の意見を反映させる責務がある。そのことを踏まえて、利根川水系河川整備計画の策定作業を民主的に進めることを求める。

○ 関東地方整備局は 2006 年 12 月に利根川水系河川整備計画の策定に関して約束したことを守り、繰り返し、有識者会議及び関係住民の意見をきくことを求める。

第 2 回利根川・江戸川有識者会議（2006 年 12 月 18 日）で、事務局の高橋伸輔河川計画課長は「整備計画原案を示し、有識者会議、関係住民等の意見をきいて整備計画修正案をつくり、それを何回か実施して計画をつくる」と言明した。関東地方整備局はこの約束を守り、繰り返し、有識者会議および関係住民の意見をきくことを求める。

○ 利根川流域住民の安全を真に確保し、環境にも十分に配慮した河川整備計画を策定するため、十分な議論を保証することを求める。

利根川水系河川整備計画は、利根川において今後 30 年間に実施する河川整備の内容を定めるものであるから、流域住民の生命と財産を洪水の氾濫から真に守ることができ、且つ、利根川水系の環境にも十分に配慮したものが策定されなければならない。そのためには、利根川流域全域について必要な調査を行ったうえで、流域のそれぞれの状況について知見を有する住民及び専門家の意見が反映されるよう、流域住民及び専門家を交えた議論を積み重ねていくことが必要であるので、十分な議論を保証することを求める。

○ 過去の開発で失われた利根川の自然をできるだけ取り戻すとともに、自然に新たな負荷を与えない利根川水系河川整備計画の策定を求める。

利根川水系では過去のダム建設、河口堰建設、霞ヶ浦開発といった開発事業によって、自然が大きなダメージを受けているので、過去の開発で失われた利根川の自然をできるだけ取り戻すとともに、自然に新たな負荷を与えない利根川水系河川整備計画を策定することを求める。

○ ラムサール条約登録地に指定された円山川（兵庫県）の河川整備計画原案に倣って、利根川水系においても自然の回復を目指した河川整備計画の策定を求める。

一級水系「円山川」（兵庫県）では今年 2 月 5 日まで河川整備計画原案のパブコメが行われた。円山川（下流域）は昨年 7 月のラムサール条約第 11 回締約国会議で登録地になり、そのことを踏まえて自然に優しい、自然の回復を目指した原案が提示された。原案には「川の営力による自然の復元力を活かしつつ、河川環境の整備を行い、過去に損なわれた湿地

や環境遷移帯等の良好な河川環境の保全・再生を図る」、「水域から山裾までの河床形状をなだらかにして、山から河川の連続性を保全する」、「本川と支川・水路との間の落差を解消し、生物の移動可能範囲の拡大を図る」ことなどが記されている。

[http://www.maruyama-iinkai.com/pdf/17\\_No18siryō2-2\\_genan.pdf](http://www.maruyama-iinkai.com/pdf/17_No18siryō2-2_genan.pdf)

この円山川水系河川整備計画原案に倣って、利根川水系においても自然の回復を目指した河川整備計画を策定することを求める。

**○ 利根川がラムサール条約登録地になることを目指して、登録地に相応しい、自然に優しい河川整備計画を策定することを求める。**

昨年 7 月のラムサール条約第 11 回締約国会議で渡良瀬遊水地と円山川（下流域）が登録地になった。この二つは河川法による河川区域で、ラムサール条約登録地としての国内の法的担保（開発行為の抑制）が可能であるとして登録地になった。同様な考え方を当てはめれば、利根川そのものをラムサール条約登録地にすることは可能である。利根川においてもラムサール条約の登録地になることを目指して、登録地に相応しい、自然に優しい河川整備計画を策定することを求める。

**○ ラムサール条約湿地候補地リストに入っている、利根川下流域（神栖市高浜および周辺水田など）と霞ヶ浦・北浦を中心として、登録地に相応しい、自然に優しい利根川水系河川整備計画を策定することを求める。**

2011 年 8 月 24 日開催の環境省の平成 22 年度第 3 回ラムサール条約湿地候補地検討会で示された候補地リストには

[（http://www.env.go.jp/nature/ramsar\\_wetland/conf22-03/index.html）](http://www.env.go.jp/nature/ramsar_wetland/conf22-03/index.html)、利根川下流域（神栖市高浜および周辺水田など）と霞ヶ浦・北浦が入っており、次回以降のラムサール条約締約国会議に向けてこの二地域を登録地にする動きが出てくることが予想される。この二地域を中心として登録地に相応しい、自然に優しい利根川水系河川整備計画を策定することを求める。

**○ 2010 年の生物多様性条約締約国会議で採択された愛知ターゲットに基づき、生物多様性を重視した利根川水系河川整備計画の策定を求める。**

2010 年 10 月開催の第 10 回生物多様性条約締約国会議（名古屋）では「2020 年までに生物多様性の損失を食い止めるための行動をとることを私たちの使命（ミッション）」と位置づけて愛知ターゲットが採択され、「遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発(略)の戦略及び計画プロセスに統合」されることなど 20 項目の目標が設けられた。この愛知ターゲットに基づき、生物多様性を重視した利根川水系河川整備計画を策定することを求める。